

品を持帰りのための容器に入れ、又は包装を施して行う譲渡は、含まないものとする。)

口 課税資産の譲渡等の相手方が指定した場所において行う加熱、調理又は給仕等の役務を伴う飲食料品の提供（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十九条第一項に規定する有料老人ホームその他の人が生活を営む場所として政令で定める施設において行う政令で定める飲食料品の提供を除く。）

二 一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する新聞（一週に二回以上発行する新聞に限る。）の定期購読契約（当該新聞を購読しようとすると者に対し、当該新聞を定期的に継続して供給することを約する契約をいう。）に基づく譲渡

2 二十九年適用日から二十三年施行日の前日までの間における消費税法第三十条、第三十二条、第三十六条、第三十八条、第三十九条、第四十三条、第四十五条及び第四十七条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。この場合において、読み替えられたこれらの規定は、この附則に別段の定めがあるものを除き、二十九年適用日以後に国内において事業者が行う資産の譲渡等（同法第二条第一項第八号に規定する資産の譲渡等をい

う。以下附則第五十条までにおいて同じ。）及び二十九年適用日以後に国内において事業者が行う課税仕入れ（同項第十二号に規定する課税仕入れをいう。以下附則第五十三条までにおいて同じ。）並びに二十九年適用日以後に保税地域から引き取られる課税貨物に係る消費税について適用し、二十九年適用日前に国内において事業者が行つた資産の譲渡等及び二十九年適用日前に国内において事業者が行つた課税仕入れ並びに二十九年適用日前に保税地域から引き取つた課税貨物に係る消費税については、なお従前の例による。

第三十条第一項	百十分の七・八
	百十分の七・八（当該課税仕入れが他の者から受けた二十九年轻減対象資産の譲渡等（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第二号）附則第三十四条第一項に規定する二十九年轻減対象資産の譲渡等をいう。以下この章において同じ。）に係るものである場合には、百八分の六・二四）
第三十条第八項第一項	内容

			一号ハ
		第三十条第九項第 一號ハ	象資産の譲渡等に係るものである場合には、資産の内容及び二十九年轻減対象資産の譲渡等に係るものである旨
第三十二条第一項	内容	第三十条第九項第 一號ニ	内容（当該課税資産の譲渡等が二十九年轻減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び二十九年轻減対象資産の譲渡等である旨）
百十分の七・八	課税資産の譲渡等の 税率の異なるごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の 税率の異なるごとに区分して合計した第一項	第三十条第九項第 二號ニ	内容（当該課税仕入れが他の者から受けた二十九年轻減対象資産の譲渡等に係るものである場合には、資産の内容及び二十九年轻減対象資産の譲渡等に係るものである旨）
二号ホ	第一項	第三十条第九項第 二號ホ	税率の異なるごとに区分して合計した第一項

第一号

から受けた二十九年轻減対象資産の譲渡等に係るものである場合には、百八分の六・二四)

第三十六条第一項

百十分の七・八

百十分の七・八（当該課税仕入れに係る棚卸資産が他の者から受けた二十九年轻減対象資産の譲渡等に係るものである場合又は当該課税貨物が所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第 号）附則第三十四条第一項

第三十八条第一項

百分の十

第一号に規定する飲食料品に該当するものである場合には、百八分の六・二四）

百分の七・八	百分の十（当該課税資産の譲渡等が二十九年轻減対象資産の譲渡等である場合には、百分の八）
百十分の七・八（当該売上げに係る対価の返還等が二十九年轻減対象資産の譲渡等に係るものである場合には、百八分の六・二四）	百十分の七・八（当該売上げに係る対価の返還等が二十九年轻減対象資産の譲渡等に係るものである場合には、百八分の六・二四）

前項前段の規定の適用がある場合における消費税法第二十条第七項の規定の適用については、前項前段

				第三十九条第一項	百十分の七・八	百十分の七・八（当該税込価額が二十九年軽減対象資産の譲渡等に係るものである場合には、百八分の六・二四）
				第四十三条第一項	課税資産の譲渡等に係る	課税資産の譲渡等に係る税率の異なることに区分した
				第一号		
				第四十三条第一項	課税標準額	税率の異なることに区分した課税標準額
				第二号		
				第四十五条第一項	）に係る	）に係る税率の異なることに区分した
				第一号		
				第四十五条第一項	課税標準額	税率の異なることに区分した課税標準額
				第二号		
				第四十七条第一項	数量及び	税率の異なることに区分した課税標準額
				第一号	いう。）	数量、
					いう。）及び税率	

の規定による読み替え前の同法第二十条第九項第一号に掲げる書類の交付を受けた事業者が、当該書類に係る課税資産の譲渡等の事実に基づき次に掲げる記載事項に係る追記をした当該書類を保存するときは、消費税法第三十条第七項に規定する請求書等の保存があるものとみなして、同項の規定を適用する。

- 一 消費税法第三十条第九項第一号ハに掲げる記載事項（当該記載事項のうち、課税資産の譲渡等が二十九年轻減対象資産の譲渡等である旨に限る。）

二 消費税法第三十条第九項第一号ニに掲げる記載事項

- 4 第一項の規定の適用を受ける二十九年轻減対象資産の譲渡等に係る課税仕入れ等の税額（消費税法第三十条第二項に規定する課税仕入れ等の税額をいう。）の計算方法その他前三項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（长期割賦販売等に係る資産の譲渡等の時期の特例を受ける場合における税率に関する経過措置）

- 第三十五条 事業者が、二十九年適用日前に行つた消費税法第十六条第一項に規定する长期割賦販売等につき同項の規定の適用を受けた場合において、当該长期割賦販売等に係る賦払金の額で二十九年適用日以後にその支払の期日が到来するものがあるときは、当該賦払金に係る部分の課税資産の譲渡等に係る消費税

については、前条第一項の規定は、適用しない。

- 2 前項に定めるもののほか、資産の譲渡等の時期の特例の適用を受ける課税資産の譲渡等に適用される税率に関する事項は、政令で定める。

(小規模事業者に係る資産の譲渡等の時期等の特例を受ける場合における税率等に関する経過措置)

- 第三十六条 消費税法第十八条第一項の個人事業者が、二十九年適用日前に行つた課税資産の譲渡等につき、当該課税資産の譲渡等の対価の額（同法第二十八条第一項に規定する対価の額をいう。以下附則第五十条までにおいて同じ。）を収入した日が二十九年適用日以後であるときは、当該課税資産の譲渡等に係る消費税については、附則第三十四条第一項の規定は、適用しない。

- 2 消費税法第十八条第一項の個人事業者が、二十九年適用日前に行つた課税仕入れにつき、当該課税仕入れに係る費用の額を支出した日が二十九年適用日以後であるときは、当該課税仕入れに係る同法第三十条、第三十二条及び第三十六条の規定の適用については、附則第三十四条第二項前段の規定は、適用しない。

(国、地方公共団体等に対する特例に関する経過措置)

第三十七条 消費税法第六十条第二項の規定の適用を受ける国又は地方公共団体が、二十九年適用日前に行つた課税資産の譲渡等につき、当該課税資産の譲渡等の対価を収納すべき会計年度の末日が二十九年適用日以後であるときは、当該課税資産の譲渡等に係る消費税については、附則第三十四条第一項の規定は、適用しない。

2 消費税法第六十条第二項の規定の適用を受ける国又は地方公共団体が、二十九年適用日前に行つた課税仕入れにつき、当該課税仕入れの費用の支払をすべき会計年度の末日が二十九年適用日以後であるときは、当該課税仕入れに係る同法第三十条、第三十二条及び第三十六条の規定の適用については、附則第三十四条第二項前段の規定は、適用しない。

3 消費税法第六十条第三項の規定の適用を受ける同項に規定する法人が、二十九年適用日前に行つた課税資産の譲渡等及び課税仕入れに関する経過措置については、前二項の規定に準じて、政令で定める。

(二十九年轻減対象資産の譲渡等を行う中小事業者の課税標準の計算等に関する経過措置)

第三十八条 二十九年轻減対象資産の譲渡等（消費税法第七条第一項、第五条の規定（同条中同法第八条の改正規定に限る。以下この項及び附則第五十二条第一項において同じ。）による改正後の同法第八条第一

項その他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるものを除く。以下附則第四十二条までにおいて同じ。）を行う事業者（消費税法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。以下附則第四十三条までにおいて同じ。）が、適用対象期間（その基準期間における課税売上高（同項に規定する基準期間における課税売上高をいう。以下附則第四十四条までにおいて同じ。）が五千万円以下である課税期間（同法第十九条第一項に規定する課税期間をいい、同条第二項又は第四項の規定により一の課税期間とみなされる期間を含む。以下附則第四十九条までにおいて同じ。）（二十八年新消費税法第三十七条第一項に規定する分割等に係る課税期間を除く。次項において同じ。）のうち二十九年適用日から三十三年施行日の前日までの期間に該当する期間をいう。）中に国内において行つた課税資産の譲渡等（消費税法第七条第一項、第五条の規定による改正後の同法第八条第一項その他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるもの及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号。以下この項、次項第一号及び附則第四十一条第二項第一号において「二十四年消費税法改正法」という。）附則第十六条第一項において読み替えて準用する二十四年消費税法改正法附則第五条第一項の規定の適用を受ける課税資産の譲渡等

その他の政令で定める課税資産の譲渡等を除く。以下附則第四十二条までにおいて同じ。）の税込価額（対価として收受し、又は收受すべき一切の金銭又は金銭以外の物若しくは権利その他経済的な利益の額とし、課税資産の譲渡等につき課されるべき消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額に相当する額を含むものとする。以下同条までにおいて同じ。）を税率の異なることに区分して合計することにつき困難な事情があるときは、当該税込価額の合計額に軽減売上割合（第一号に掲げる金額のうちに第二号に掲げる金額の占める割合をいう。第五項及び第六項において同じ。）を乗じて計算した金額（以下この項において「軽減対象税込売上額」という。）に百八分の百を乗じて計算した金額を当該適用対象期間における二十九年轻減対象資産の譲渡等の対価の額の合計額とし、当該税込価額の合計額から軽減対象税込売上額を控除した残額に百十分の百を乗じて計算した金額を当該適用対象期間における課税資産の譲渡等（二十九年轻減対象資産の譲渡等に該当するものを除く。）の対価の額の合計額として、この附則及び消費税法の規定を適用することができる。

一 当該適用対象期間における通常の事業を行う連續する十営業日（当該適用対象期間に通常の事業を行う連續する十営業日がない場合には、当該適用対象期間）中に国内において行つた課税資産の譲渡等の

税込価額の合計額

二 前号に掲げる金額のうち、二十九年轻減対象資産の譲渡等に係る部分の金額

2 二十九年轻減対象資産の譲渡等を行う事業者が、適用対象期間（その基準期間における課税売上高が五千万円以下である課税期間であつて二十八年新消費税法第三十七条第一項の規定の適用を受けない課税期間のうち二十九年適用日から三十三年施行日の前日までの期間に該当する期間をいう。）中に国内において行つた卸売業及び小売業に係る課税資産の譲渡等の税込価額を税率の異なる」とに区分して合計するところにつき困難な事情があるときは、前項の規定の適用を受ける場合を除き、当該税込価額の合計額に小売等軽減仕入割合（第一号に掲げる金額のうちに第二号に掲げる金額の占める割合をいう。第五項及び第六項において同じ。）を乗じて計算した金額（以下この項において「軽減対象小売等税込売上額」という。）に百八分の百を乗じて計算した金額を当該適用対象期間における卸売業及び小売業に係る二十九年轻減対象資産の譲渡等の対価の額の合計額とし、当該税込価額の合計額から軽減対象小売等税込売上額を控除した残額に百十分の百を乗じて計算した金額を当該適用対象期間における卸売業及び小売業に係る課税資産の譲渡等（二十九年轻減対象資産の譲渡等に該当するものを除く。）の対価の額の合計額として、

この附則及び消費税法の規定を適用することができる。

一 当該適用対象期間中に国内において行つた課税仕入れに係る支払対価の額（消費税法第三十条第一項に規定する課税仕入れに係る支払対価の額をいう。以下附則第四十二条までにおいて同じ。）、特定課税仕入れに係る支払対価の額（同項に規定する特定課税仕入れに係る支払対価の額をいう。附則第四十条第二項第一号において同じ。）に百分の百十（二十四年消費税法改正法附則第十六条第一項において読み替えて準用する二十四年消費税法改正法附則第五条第二項、第八条第一項又は第十四条第一項の規定の適用を受ける特定課税仕入れ（消費税法第五条第一項に規定する特定課税仕入れをいう。同号及び附則第四十四条第四項において同じ。）である場合には、百分の百八）を乗じて計算した金額及び当該適用対象期間中に保税地域から引き取つた課税貨物（他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるものを除く。以下附則第四十三条までにおいて同じ。）に係る消費税の課税標準に当該課税貨物に課された又は課さるべき消費税額及び当該消費税額を課税標準として課さるべき地方消費税額（これららの税額に係る附帯税の額に相当する額を除く。）を加算した金額（以下同条までにおいて「課税貨物に係る税込引取価額」という。）のうち、卸売業及び小売業にのみ要するものの金額の合計額

二 前号に掲げる金額のうち、二十九年轻減対象資産の譲渡等にのみ要するものの金額

3 前項に規定する卸売業とは、他の者から購入した商品をその性質及び形状を変更しないで他の事業者に對して販売する事業をいうものとし、同項に規定する小売業とは、他の者から購入した商品をその性質及び形状を変更しないで販売する事業で同項に規定する卸売業以外のものをいうものとする。

4 第一項又は第二項の規定の適用を受けようとする事業者（主として二十九年轻減対象資産の譲渡等を行う事業者に限る。）が、第一項の軽減売上割合又は第二項の小売等軽減仕入割合の計算につき困難な事情があるときは、百分の五十を当該軽減売上割合又は当該小売等軽減仕入割合とみなして、これらの規定を適用することができる。

5 消費税法第三十八条第一項に規定する事業者が、第一項又は第二項の規定の適用を受けた課税資産の譲渡等（前項の規定の適用を受けた課税資産の譲渡等を含む。）につき、同条第一項に規定する売上げに係る対価の返還等をした場合には、当該売上げに係る対価の返還等の対象となつた課税資産の譲渡等の事実に基づき、同項の規定を適用する。ただし、当該売上げに係る対価の返還等の金額を税率の異なることに区分することが困難な場合には、当該売上げに係る対価の返還等の金額に当該課税資産の譲渡等を行つた

第一項の適用対象期間における軽減売上割合又は第二項の適用対象期間における小売等軽減仕入割合（前項の規定の適用がある場合には、百分の五十）を乗じて計算した金額を、附則第三十四条第二項前段の規定により読み替えられた同法第三十八条第一項に規定する二十九年軽減対象資産の譲渡等に係るものとして、同項の規定を適用することができる。

6 消費税法第三十九条第一項に規定する事業者が、第一項又は第二項の規定の適用を受けた課税資産の譲渡等（第四項の規定の適用を受けた課税資産の譲渡等を含む。）に係る売掛金その他の債権につき、同条第一項に規定する事実が生じたため、当該課税資産の譲渡等の税込価額の全部又は一部の領収をすることができなくなつた場合には、当該領収をすることができなくなつた課税資産の譲渡等の事実に基づき、同項の規定を適用する。ただし、当該領収をすることができなくなつた課税資産の譲渡等の税込価額を税率の異なるごとに区分することが困難な場合には、当該領収をすることができなくなつた課税資産の譲渡等の税込価額に当該課税資産の譲渡等を行つた第一項の適用対象期間における軽減売上割合又は第二項の適用対象期間における小売等軽減仕入割合（第四項の規定の適用がある場合には、百分の五十）を乗じて計算した金額を、附則第三十四条第二項前段の規定により読み替えられた同法第三十九条第一項に規定する

二十九年軽減対象資産の譲渡等に係るものとして、同項の規定を適用することができる。

7 第一項に規定する軽減売上割合の計算方法その他前各項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(課税仕入れ等を適用税率別に区分することが困難な小売業等を営む中小事業者に対する経過措置)

第三十九条 二十九年軽減対象資産の譲渡等を行う事業者が、適用対象期間（その基準期間における課税売上高が五千万円以下である課税期間（二十八年新消費税法第三十七条第一項の規定の適用を受ける課税期間及び同項に規定する分割等に係る課税期間を除く。）のうち二十九年適用日から二十九年適用日以後一年を経過する日の属する課税期間の末日までの期間に該当する期間をいう。次項において同じ。）中に国内において行つた卸売業（前条第二項に規定する卸売業をいう。以下附則第四十二条までにおいて同じ。）及び小売業（同項に規定する小売業をいう。以下同条までにおいて同じ。）に係る課税仕入れに係る支払対価の額又は当該適用対象期間中に保税地域から引き取つた課税貨物に係る税込引取価額を税率の異なるごとに区分して合計することにつき困難な事情があるときは、消費税法第三十条第一項の規定にかかわらず、当該課税仕入れに係る支払対価の額及び当該課税貨物に係る税込引取価額の合計額に小売等軽

減売上割合（第一号に掲げる金額のうちに第二号に掲げる金額の占める割合をいう。次項において同じ。）を乗じて計算した金額（以下この項において「軽減対象税込課税仕入れ等の金額」という。）に百八分の六・二四を乗じて計算した金額と、当該合計額から軽減対象税込課税仕入れ等の金額を控除した残額に百十分の七・八を乗じて計算した金額との合計額を、当該適用対象期間における卸売業及び小売業に係る課税仕入れ等の税額（同条第一項の規定により控除する同項に規定する課税貨物に係る消費税額及び同項に規定する保税地域からの引取りに係る課税貨物につき課された又は課されるべき消費税額をいう。第三項及び附則第四十二条において同じ。）の合計額とすることができる。ただし、前条第二項の規定の適用を受ける場合は、この限りでない。

- 一 当該適用対象期間中に国内において行つた卸売業及び小売業に係る課税資産の譲渡等の税込価額の合計額
- 二 税込価額の合計額

- 2 消費税法第三十二条第一項の事業者が、前項の規定の適用を受けた課税仕入れにつき、同条第一項に規

定する仕入れに係る対価の返還等を受けた場合には、当該仕入れに係る対価の返還等に係る課税仕入れの事実に基づき、同項の規定を適用する。ただし、当該課税仕入れに係る支払対価の額につき返還を受けた金額又は減額を受けた債務の額を税率の異なるごとに区分することが困難な場合には、当該課税仕入れに係る支払対価の額につき返還を受けた金額又は減額を受けた債務の額の合計額に当該課税仕入れを行つた適用対象期間における小売等軽減売上割合を乗じて計算した金額（以下この項において「軽減対象税込対価の返還等の金額」という。）に百八分の六・一四を乗じて計算した金額と、当該合計額から軽減対象税込対価の返還等の金額を控除した残額に百十分の七・八を乗じて計算した金額との合計額を、附則第三十四条第二項前段の規定により読み替えられた同法第三十二条第一項第一号に規定する仕入れに係る対価の返還等を受けた金額に係る消費税額として、同条の規定を適用することができる。

3 第一項の規定の適用を受ける課税仕入れ等の税額の控除に係る消費税法第二十条第八項及び第九項の規定の適用については、附則第二十四条第二項前段の規定は、適用しない。

4 第一項に規定する小売等軽減売上割合の計算方法その他前三項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(課税仕入れ等を適用税率別に区分することが困難な中小事業者に対する経過措置)

第四十条 その基準期間における課税売上高が五千万円以下である課税期間（二十八年新消費税法第三十七条第一項の規定の適用を受ける課税期間及び同項に規定する分割等に係る課税期間を除き、二十九年適用日から二十九年適用日以後一年を経過する日までの日の属する課税期間に限る。次項及び第三項において「適用対象期間」という。）中に国内において行つた課税貨物に係る税込引取価額を税率の異なることに区分して合計することにつき保稅地域から引き取つた課税貨物に係る税込引取価額を税率の異なることに区分して合計することにつき困難な事情のある事業者が、当該課税期間につき同条第一項の規定の適用を受ける旨を記載した届出書を当該課税期間の末日までにその納稅地を所轄する稅務署長に提出したときは、当該事業者は同項の規定による届出書を当該課税期間の初日の前日に当該稅務署長に提出したものとみなす。

2 二十八年新消費税法第三十七条第三項各号に掲げる場合に該当する事業者が、適用対象期間中に国内において行つた課税仕入れに係る支払対価の額を税率の異なる」とに区分して合計することにつき著しく困難な事情があるときは、同項本文の規定は、適用しない。

3 第一項の規定により二十八年新消費税法第三十七条第一項の規定の適用を受けようとする事業者は、二

十九年適用日前においても、適用対象期間に係る同項の届出書を提出することができる。

4 前三項に定めるもののほか、この条の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(二十九年轻減対象資産の譲渡等を行う中小事業者以外の事業者の課税標準の計算等に関する経過措置)

第四十一条 二十九年轻減対象資産の譲渡等を行う事業者が、適用対象期間（その基準期間における課税売上高が五千万円を超える課税期間（二十八年新消費税法第三十七条第一項に規定する分割等に係る課税期間を含む。）のうち二十九年適用日から二十九年適用日以後一年を経過する日の属する課税期間の末日までの期間に該当する期間をいう。以下附則第四十三条までにおいて同じ。）中に国内において行つた課税資産の譲渡等の税込価額を税率の異なるごとに区分して合計することにつき困難な事情があるときは、当該税込価額の合計額に軽減売上割合（第一号に掲げる金額のうちに第二号に掲げる金額の占める割合をいう。）を乗じて計算した金額（以下この項において「軽減対象税込売上額」という。）に百八分の百を乗じて計算した金額を当該適用対象期間における二十九年轻減対象資産の譲渡等の対価の額の合計額とし、当該税込価額の合計額から軽減対象税込売上額を控除した残額に百十分の百を乗じて計算した金額を当該適用対象期間における課税資産の譲渡等（二十九年轻減対象資産の譲渡等に該当するものを除く。）の対

価の額の合計額として、この附則及び消費税法の規定を適用することができる。

一 当該適用対象期間における通常の事業を行う連續する十営業日（当該適用対象期間に通常の事業を行う連續する十営業日がない場合には、当該適用対象期間）中に国内において行つた課税資産の譲渡等の

税込価額の合計額

二 前号に掲げる金額のうち、二十九年轻減対象資産の譲渡等に係る部分の金額

2 一十九年轻減対象資産の譲渡等を行う事業者が、適用対象期間中に国内において行つた卸売業及び小売業に係る課税資産の譲渡等の税込価額を税率の異なる「」とに区分して合計することにつき困難な事情があるときは、前項の規定の適用を受ける場合を除き、当該税込価額の合計額に小売等輕減仕入割合（第一号に掲げる金額のうちに第二号に掲げる金額の占める割合をいう。）を乗じて計算した金額（以下この項において「軽減対象小売等税込売上額」という。）に百八分の百を乗じて計算した金額を当該適用対象期間における卸売業及び小売業に係る二十九年轻減対象資産の譲渡等の対価の額の合計額とし、当該税込価額の合計額から軽減対象小売等税込売上額を控除した残額に百十分の百を乗じて計算した金額を当該適用対象期間における卸売業及び小売業に係る課税資産の譲渡等（二十九年轻減対象資産の譲渡等に該当するも